

「水銀に関する水俣条約」発効！

蛍光管の適正処理をめざす

フォーラム2017



●日時 2017年10月11日（水）

午後2時から4時30分まで

●場所 登録会館2Fホール

京都市中京区烏丸御池上る（地下鉄「からすまおいけ」1番出口）

プログラム

主催者趣旨説明

講演「水銀条約をふまえた廃棄物対策の具体化状況について」

講師 金谷 健（滋賀県立大学環境科学部環境政策・計画学科教授）

報告1「水銀汚染防止法をふまえた日本照明工業会の対応について」

講師 八木敏治（日本照明工業会）

報告2「水銀使用製品の処理実態について」

講師 山田康生（野村興産株式会社）

定員50名／参加費無料

- ◆2013年10月に採択された「水銀に関する水俣条約」は、このほど条約発効要件がととのい、8月16日に発効することになりました。
- ◆この間に、日本政府は条約の批准手続きを終えるとともに、国内対策関連法の整備、国内対策についての具体化、試行的な取組みを進めてきました。
- ◆今回のセミナーは、このような一連の取組みの到達点をふまえ、蛍光管の適正処理をめざして今後の取組みを確実に推進していくために、経験、情報の交流を深め、共通認識をひろげる機会とすることをめざします。

主催

コンシューマーズ京都／蛍光管リサイクル協会

連絡先 TEL 075-251-1001 FAX 075-251-1003

メール：syodanren@mc2.seikyuu.ne.jp

●●●●申込み受付開始 8月21日（月）●●●●